

1. 図書館サービスの基本方針

富田林市立図書館は、資料の貸出を図書館活動の中心とし、閲覧、レファレンスサービス、児童サービス、高齢者サービス、障がい者サービス、多文化サービス、ビジネス支援サービス、また地域行政資料の充実等、時代の変化に対応したサービスに努めています。

「市民の暮らしに図書館を」を合言葉に、図書館法の理念に基づいて、1人でも多くの市民が生涯学習の場として図書館を利用し、また、人とともに図書館も成長できるように、次のことを基本方針とします。

- 図書館運営について
 1. 資料・情報を提供し、市民の「読みたい」「知りたい」「学びたい」に応えること。
 2. 「富田林市子ども読書活動推進計画」に基づき、児童サービスに努めること。
 3. 全域的なサービスに努めること。
 4. 連携と協働をすすめる地域に開かれた図書館をめざすこと。